

下関市ごみ収集車有料広告募集要項

下関市では、地球温暖化防止などの環境保全施策推進の新たな財源を確保するため、毎日市内を隈なく走行し市民の目にふれる機会が極めて多い市有ごみ収集車（1日約100km、年約2万5千km走行）を有料広告媒体として活用しています。

広告掲出を希望される企業・団体様は、下記によりご応募いただきますようお願いいたします。

記

1. 広告媒体の数

ごみ収集車（2tパッカー車）・・・20台

注1）走行日数：月曜日～金曜日の毎日、年末年始の一部 計約250日／年

注2）申込上限：1団体につき5台まで

注3）大口特典：上限の5台を一度に利用された場合は、1台分減額！！

2. 掲出の位置・規格・方法

(1) 位置 ごみ収集車荷箱部の側面部2面＋後方面1面

(2) 規格 側面部：縦100cm×横100cm以内

後方面：縦30cm×横90cm以内

(3) 方法 広告の作成及び車両への貼付は広告主が実施

注1）詳細は、別紙の掲出位置図・広告掲出箇所例・イメージ写真を参照

3. 募集対象者

市内外の企業・団体（下関市に納税義務がある場合、市税の滞納がないこと）及び国・地方公共団体など

4. 掲出期間 年度末を限度とする

5. 広告掲出料金

掲出場所	規格（上限表示） 縦×横	1ヶ月あたり 広告掲出料
両側面＋後方面	側面100×100cm 後方面 30×90cm	15,700円
両側面のみ	100×100cm	13,610円
片側面のみ	100×100cm	10,470円
後方面のみ	30×90cm	5,230円

消費税及び地方消費税を含む。

6. 募集期間 随時（広告枠のある場合）

7. 申込方法

(1) 申込 以下の①～④を添えて「下関ごみ収集車広告掲出申込書（様式第1号）」を提出

①広告のデザイン（内容・形状）が分かるもの（A4～A3サイズ）

②事業者にあつては、業務内容が分かるもの

③資格又は免許等を必要とする業種にあつては、それを証するもの

④市税納税証明書（下関市に納税義務がある場合のみ）

(2) 提出先 〒751-0847

下関市古屋町一丁目18番1号

下関市環境部クリーン推進課ごみダイエット係

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 申込制限 以下に該当するものは掲出ができません

①法令に違反するものやその疑いのあるもの

②公序良俗に反するものやその疑いのあるもの

③政治性のあるものや選挙に関係するもの

④宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの

⑤社会問題等に関する意見、主義主張、個人の宣伝に関するもの

⑥人権侵害、差別、名誉毀損となるものやそのおそれがあるもの

⑦他人を誹謗し、中傷し、排斥するもの

⑧投機心、射幸心をあおるものやそのおそれがあるもの

⑨内容が虚偽・誇大であるなど不適切な宣伝に該当するものや
そのおそれがあるもの

⑩市のごみ収集運搬業務を広告主が行っていると市民が誤解する
おそれがあるもの

⑪広告対象の製品、商品、サービスをあたかも市が推奨している
ような誤解を与えるおそれがあるもの

⑫交通事故を誘発する等、交通安全を阻害するおそれがあるもの

⑬上記①～⑫までのほか、市長が適当でないと認めるもの

8. 掲出決定の流れ

(1) 申し込みのあった広告内容を市が審査し、掲出の可否を決定

(2) 掲出を可とする者の数が広告枠を超える場合は、環境に関する広告を優先（抽選の場合有）

(3) 掲出可否の結果を申込者に通知

(4) 広告掲出の決定を受けた申込者は速やかに承諾書を提出

9. 広告掲出料金の納入

市が指定する期日までに指定の納付書により一括して前納

10. その他

- (1) 掲出する広告内に「企業広告」の表示をいれること
- (2) 広告内容に関する市民からの質問等について責任を持って対応すること
- (3) 「下関市ごみ収集車広告掲出取扱要綱」、「下関市ごみ収集車広告掲出申込書」等は下関市環境部ホームページに掲載

<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1240530777430/index.html>

11. お問い合わせ先

〒751-0847

下関市古屋町一丁目18番1号

下関市環境部クリーン推進課ごみダイエット係

電話：083-252-7165 F A X：083-252-1956

E-mail：kkclean@city.shimonoseki.yamaguchi.jp